

第二十八号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月二日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十一項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。